

## 陳 情 文 書 表

平 2 5 陳 情 第 2 号	平成 2 5 年 2 月 1 9 日 受 理
件 名	建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう 国に意見書提出を求める陳情
陳 情 者	平塚市新町 5 - 2 5 首都圏建設アスベスト訴訟 湘南地域原告団・家族の会 会長 高橋 静男
陳 情 の 原 文	
<p>陳情趣旨</p> <p>アスベストを大量に使用したことによるアスベスト（石綿）被害は多くの労働者、国民に広がっています。現在でも、建物の改修、解体に伴うアスベストの飛散は起こり、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害です。東日本大震災で発生した大量の瓦れき処理についても被害の拡大が心配されています。</p> <p>欧米諸国で製造業の従事者に多くの被害者が出ているのに比べ、日本では建設業就業者に最大の被害者が生まれていることが特徴です。それはアスベストのほとんどが建設資材など建設現場で使用され、そして国が、建築基準法などで不燃化、耐火工法として、アスベスト含有建材の使用を進めたことに大きな原因があります。</p> <p>特に建設業は重層下請構造や多くの現場に従事することから、労災認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乘せ保障もありません。国は石綿健康被害救済法を成立させましたが、極めて不十分なもので、成立後一貫して抜本的改正が求められています。</p> <p>昨年 1 2 月 5 日の東京地裁の判決は、国の規制権限不行使を認めました。一方、「一人親方・零細事業主」については労働安全衛生法の適用範囲外として救済から除外する建設産業の実態を反映していない部分もあり、「救済は立法で」と付言しています。</p> <p>アスベストによって健康を害した被害者が多数存在し、被害者が苦しんでいることは変わりません。今、建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策の実施、アスベスト問題の早期解決が求められています。</p> <p>つきましては、以上のことから、次の事項について地方自治法第 9 9 条</p>	

の規定に基づき、国に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。

陳情事項

- 1 建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施と、アスベスト被害拡大を根絶する対策を強化し、アスベスト問題の早期解決を図ること。